

「塩竈」都市ブランドイメージアップ ロゴマーク使用要領

塩竈市が制定した「塩竈」都市ブランド・イメージアップのためのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）に関する使用基準について、次のとおり定めます。

1. 目的

「塩竈」を一目で連想・イメージできる、お洒落で印象的なロゴマークを各事業所の協力を得て、地場産品等に表示する取り組みをとおして、塩竈産であることを全国に広めていくことを目的とします。

2. ロゴマークのバリエーション

- (1) マーク（塩竈みなと祭の御座船鳳凰丸をデザインモチーフとしたもの）
- (2) ロゴタイプ（塩竈という文字を塩竈桜と魚で装ったもの）

3. 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、または他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) ロゴマークの色は、原則として指定のカラーを使用することとさせていただきます。

ただし、印刷物等の仕様によっては、マークのイメージを損なわない範囲において、他の色を使用しても差し支えありません。

4. 著作権及び使用権

- (1) ロゴマークの著作権は、塩竈市に帰属します。
- (2) ロゴマークは無断で複製、使用及び印刷することはできません。
- (3) ロゴマークの使用を許可されても、他人にロゴマークの使用権を譲渡することはできません。
- (4) ロゴマークと誤認される類似ロゴマークの使用はご遠慮ください。

5. 使用権者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する一切の責任は、ロゴマークの使用権者によるものとします。

6. 使用条件

- (1) ロゴマークは商品に使用することができます。
- (2) ロゴマークは塩竈市をPRするために制作される広告、パンフレット、チラシ、ポスター、のぼり、ホームページ等の各種媒体に使用することができます。

きます。

7．使用料

ロゴマークは塩竈市を全国にPRするためのものであることから、その使用料は無料とします。

8．使用申込及び承認

- (1)ロゴマークの使用を希望する方は、別紙様式1により塩竈市長あて使用の申込をしてください。
- (2)塩竈市長は、この要領に適合すると認めるとき、別紙様式2により使用に関する承認を行い、ロゴマークのデータを貸与いたします。
- (3)ロゴマークの使用期間中において、塩竈市長は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとします。

9．使用の取り消し

- (1)特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
- (2)不当な利益をあげるために利用しようとする場合。
- (3)塩竈市の品位を傷つけ、またはロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れのある場合。
- (4)塩竈市が行う事業、または支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずる恐れがある場合。
- (5)定められた使用方法によって使用しないと認められる場合。

10．使用期間

- (1)使用申込書の内容に記載した使用期間とする。
- (2)引き続き使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

この要領は、平成20年4月1日から適用いたします。

使用にあたって、ご不明な点は塩竈市産業部商工観光課までお問い合わせください。